

核物質防護に関する不適合情報

2023年1月31日(火)にパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	協力企業の作業員が物品を構内へ搬入するにあたり、作業用工具として受けるべき搬入手続きを行わずに隠して持ち込もうとしたところを見張人が発見した。見張人は適切に対応し、搬入を制止した。背後要因として、当該物品が搬入手続き対象となることを作業前日に初めて認識したが、その時点で作業当日である翌日の搬入手続きの申請期限を過ぎていたことがあった。そのうえで、隠して持ち込むことは不適切な行いであると理解していたものの、作業を優先するために関係者と十分に議論することなく行為に及んだ。また、元請企業もそうした状況が把握できていなかった。これを受け、当該作業員が所属する協力企業及び元請企業には、核セキュリティおよび安全文化醸成に関する再教育を行った。また、元請企業には核セキュリティを管理する組織を新たに設置し、搬入手続きと実際の搬入物品との照合を行う等、核セキュリティに関するルールが徹底される体制とした。なお、搬入手続きの申請期限を過ぎた場合には相談をするよう、核物質防護部門から発電所内に周知を行った。	2022/06/10	